

建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた 対応について

令和3年12月22日
労働基準局安全衛生部

前回の主なご意見

○家族就業者について

- ・ 個人事業者と家族就業者の関係が、下請事業者とその労働者の関係に近いなら、個人事業者が家族就業者に適切に措置することが重要であることも何らかの形で示せないか

○配慮義務について

- ・ 他の手段もあるから配慮義務との理解だが、一人親方等についても労働者と同等の保護水準を確保する趣旨は変わらない旨を分かりやすく示して欲しい
- ・ 配慮義務は安衛法22条に基づかない努力義務にして欲しい
- ・ 何をやれば配慮義務を果たしたことになるのか、具体的に示し、どれか1つでも履行していれば法違反とはならないようにして欲しい

○周知義務について

- ・ 周知しておわり（看板を掛けておわり）と言うことではなく、きちんと保護具を着けていることの確認を求めるべき
- ・ 作業計画・作業方法は周知対象から除外して欲しい

○立入禁止等措置義務対象拡大

- ・ 立入禁止措置は、掲示で良いこととして欲しい（喫煙禁止や酸欠関連も同様）

○掲示

- ・ 掲示すべき内容を明確に示して欲しい

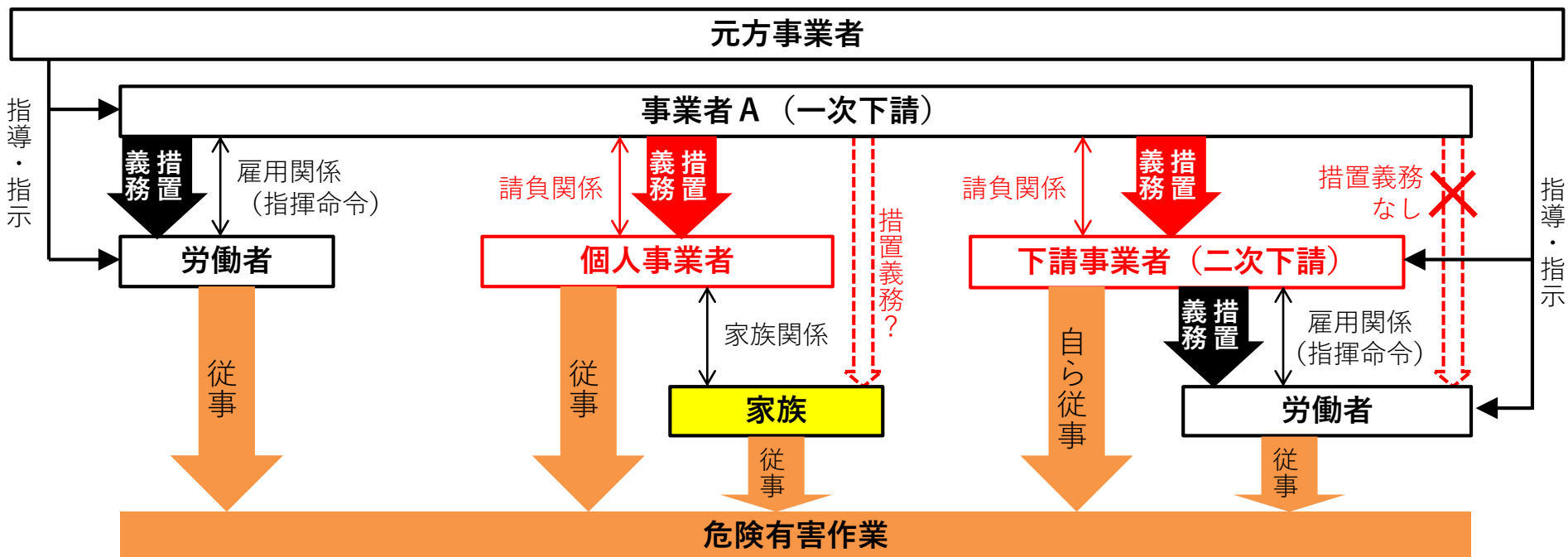
○総論

- ・ 様々な事業者が入り乱れている建設現場で、今回の改正は措置義務が輻輳し混乱するおそれ
- ・ 警備会社なども建設現場にはおり、誰が誰に対して措置義務を負うかが不明確になるおそれ
- ・ 請負以外に委任契約、委託契約、売買契約などもあり、それらの整理も必要ではないか
- ・ まずは石綿にかかる掲示、表示に限り改正するべきではないか

保護対象に加えるべき者の整理 (家族就業者の取扱い)

1 保護対象に加えるべき者の整理（家族就業者の取扱い）

- 「家族就業者」（一人親方が同居の親族のみを使用して作業を行う場合を想定。以下同様。）は、労働基準法や労働安全衛生法上は労働者としては取り扱われないものと整理。その上で、作業の発注元である事業者Aから見ると、個人事業者とその家族の関係は、下請事業者とその労働者の関係に近く、個人事業者が適切に措置することが適当ではないか。
 - ・ 事業者Aが、下請事業者の労働者に直接措置を行わない（下請事業者を通じて措置を実施する）のと整合性がある。
 - ・ 家族就業者についても、個人事業者を通じて措置を行うことで、労働者と同様に安全衛生の確保が図られる。
 - ・ 仮に家族就業者について事業者Aに措置義務を課す場合、恒常的に事業者Aと個人事業者の双方から異なる措置が講じられることも想定され、混乱を招くおそれがある。また、事業者Aの指揮命令関係がある状態に近づき、事業者Aとの間の労働者性の有無について混乱を招くおそれがある。
- なお、立入禁止、喫煙禁止措置など、指揮命令とは関係なく、場所の使用・管理権原等を背景に、その場所のルールを、その場所にいる全ての者に適用する必要があるものについては、個々の規定の趣旨に応じ、家族就業者も対象となることは想定される。

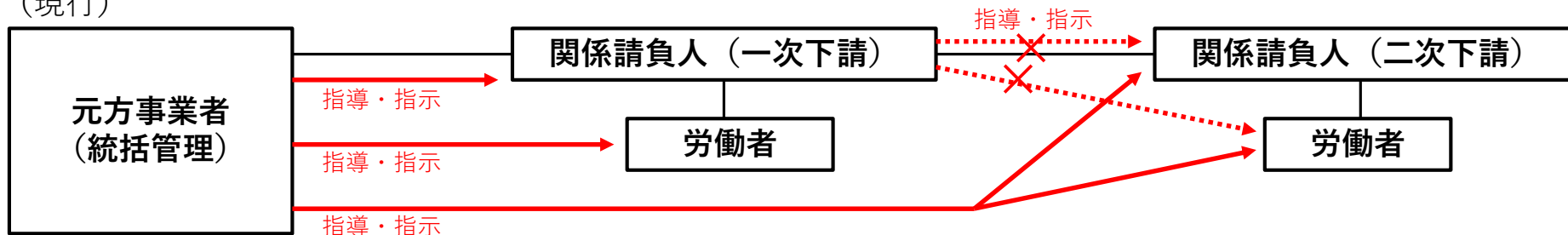


2 具体的な省令改正のイメージ

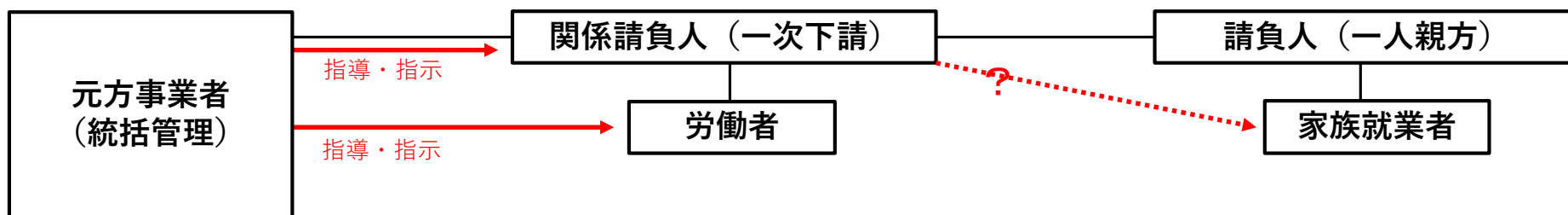
<家族就業者についての考え方>

(注) 下図の元方事業者による指導・指示は、いずれも安衛法第29条、第29条の2、第30条の規定に基づくものを想定しており、一般的な業務上の指導・指示を言うものではない。

(現行)



(家族就業者を対象に含める場合)



- 個々の事業者による請負人（一人親方）の家族就業者に対する指導や指示を位置づけるならば、元方事業者等の位置づけも含めた全体的な見直しが必要となると考えられる。
- また、個々の事業者も、個別の作業に関連して請負人（一人親方）の家族就業者に対して指導や指示をする仕組みとすると、労働者ではない者に対する指揮命令との境界があいまいになり、家族就業者との間で、雇用関係か否かが不明確となるおそれがある。
- 作業方法や保護具の使用等については、周知にとどめ、請負人（一人親方）が周知された情報をもとに、請負人（一人親方）が判断して家族就業者に対する措置を講じる形が適切と考えられる。なお、一人親方が家族就業者に対して適切に措置を講じる必要がある旨を通達で示すとともに、パンフレット等で分かりやすく周知することとする。

具体的な省令改正のイメージ

2 具体的な省令改正のイメージ

【基本的な考え方】改正の方針は、前回の議論を踏まえ、下表のとおりとする。

	労働者に対する措置（現行法令で規定）	作業の一部を請け負わせる請負人に対する措置
I	<ul style="list-style-type: none"> 密閉設備、局所排気装置等の有害物の発散抑制設備の設置・稼働 警報設備、緊急設備等の緊急時用設備の設置 休憩室、作業衣等の保管設備、洗浄設備等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 設置については改正不要 請負人が作業する場合の稼働や、請負人に設備を使わせることについて、事業者配慮義務を新たに規定
II	<ul style="list-style-type: none"> 危険防止の為の作業方法の遵守（開口部閉鎖、遠隔操作、特定の用具の使用等） 保護具の使用 作業終了時等の汚染の除去、器具の持ち出し禁止等 汚染時の医師による緊急診断 	<ul style="list-style-type: none"> 請負人に対して、作業方法の遵守、保護具の使用等の必要性等を周知させる義務を新たに規定
III①	<ul style="list-style-type: none"> 汚染された場所等の危険のある場所への立入禁止 喫煙禁止等の特定行為の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 請負人も措置対象に追加する改正を行う（注）
III②	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の退避 入退室管理 加圧、減圧の管理等 	<ul style="list-style-type: none"> 請負人も措置対象に追加する改正を行う
IV	<ul style="list-style-type: none"> 労働者に対する有害物の人体への作用、取扱い上の注意事項等に関する掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 請負人も措置対象に追加する改正を行う

※ 当該作業場で（他の）作業に従事する者についても措置義務が規定されている場合は、上記と同様の考え方で改正。

※ 事業者が適切に措置した場合において、請負人が作業方法を遵守しなかったこと、保護具を使用しなかったこと、退避しなかったこと、立ち入ったこと等について、事業者が結果責任まで追及されるものではない（通達でその旨を示す）。

（注）請負であるため事業者が当該作業場で監理・監督等を行っているとは限らず、また、雇用関係にないことから、事業者による直接的禁止行為の実施、禁止遵守の担保には限界。このため、立入禁止等の手段としては、掲示（表示）でも措置義務を果たしたことになる旨を明確にする。

2 具体的な省令改正のイメージ

< 1 > 安全確保のための設備設置関係の規定の改正

- 安全確保のための設備を設置することについては、労働者が作業に従事する時点で義務づけられており、現行制度のままでも、労働者以外の者も含め効果が得られることから改正は必要ない。
 ※ 例外的に、事業者側でしか当該設備を用意することが困難な個人ごとの設備（高圧則の空気槽等）については、改正を行う。
- ただし、設置した設備を作業時に稼働させる等の当該設備による作業環境の改善のための措置については、請負人のみが作業を行うとき※¹等には、状況に応じて、取り得る方策※²が他にもありうることから、必要に応じ配慮規定※³を設ける。
 ※¹ 前ページの4週間作業の例の3週目のようなケース
 ※² 例えば、事業者が当該設備を稼働するほか、請負人側で稼働させる、小規模の設備・機器であれば請負人が使い慣れた物を持ち込んで使う等
 ※³ 作業方法は基本的に請負人において決定できることから、事業者には稼働の努力義務ではなく、配慮義務を課すことが適当

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>※改正不要</p>	<p>（設備の設置） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、粉じん 第●●条 事業者は、○○○の業務に労働者を従事させるときは、当該業務を行う作業場所に、△△△の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。</p>
<p>（空気槽） ※高圧 第8条 事業者は、潜水作業者及び潜水業務の一部を請け負わせた者（以下この項において「潜水作業者等」という。）に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水作業者等ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽を設けなければならない。</p>	<p>（空気槽） ※高圧 第8条 事業者は、潜水作業者に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水作業者ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽を設けなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（換気装置の稼働） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、粉じん 第●●条 事業者は、局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が〇〇〇の業務に従事する間、当該局所排気装置／プッシュプル型換気装置を×××の要件を満たすように稼働させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設けた場合において、〇〇〇の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該〇〇〇の業務に従事する間（労働者が当該〇〇〇の業務に従事するときを除く。）、当該装置を同項の×××の要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</p>	<p>（換気装置の稼働） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、粉じん 第●●条 事業者は、局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が〇〇〇の業務に従事する間、当該局所排気装置／プッシュプル型換気装置を×××の要件を満たすように稼働させなければならない。</p>
<p>（換気） ※四アルキル、特化、高圧 第●●条 事業者は、〇〇〇の業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 △△△を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること。</p> <p>2 事業者は、〇〇〇の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、△△△を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮しなければならない。</p>	<p>（換気） ※四アルキル、特化、高圧 第●●条 事業者は、〇〇〇の業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 △△△を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること。</p>
<p>※改正不要</p>	<p>（換気） ※粉じん 第●●条 事業者は、〇〇〇の屋内作業場については、△△△による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（換気） ※酸欠、粉じん 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気しなければならない。</p> <p>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。</p>	<p>（換気） ※酸欠、粉じん 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気しなければならない。</p>
<p>※改正不要</p>	<p>（警報設備、緊急遮断装置、○○装置の設置など） ※石綿、有機、鉛、四アシル鉛、特化、高圧、酸欠、電離、高圧 第●●条 事業者は、○○○を貯蔵するときは／△△△の場所については／○○○の設備には、○○○の漏えい等のおそれがないようにするため／非常時に直ちに退避させることができるようにするため／○○○が漏えいした場合に関係者にこれを速やかに知らせるため、×××の設備／×××の装置を設けなければならない。</p>
<p>（洗身設備） ※鉛 第47条 事業者は、○○○の業務に労働者を従事させるときは、洗身のための設備を設け、必要に応じ、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、洗身する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該請負人に対し同項の設備を使用させる等適切に洗身が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</p>	<p>（洗身設備） ※鉛 第47条 事業者は、○○○の業務に労働者を従事させるときは、洗身のための設備を設け、必要に応じ、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（保護具等の保管設備）※鉛 第46条 事業者は、〇〇〇の業務に従事する労働者に使用させる△△△の保護具等を×××から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、〇〇〇の業務を請け負わせた請負人に対し、当該請負人が使用した△△△の保護具等を×××から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切な保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</u></p>	<p>（保護具等の保管設備）※鉛 第46条 事業者は、〇〇〇の業務に従事する労働者に使用させる△△△の保護具等を×××から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「配慮しなければならない」とは、具体的には以下の行為を想定する。 (以下の内容を通達で示す)
 - ・ 「稼働させること等について配慮しなければならない」
 - ⇒ 事業者が稼働させることのほか、請負人（一人親方等）が自ら稼働させることができるよう排気装置の使用を許可することも含まれる。
 - ・ 「作業中も当該装置により換気続けること等について配慮しなければならない」
 - ⇒ 事業者が装置を使用して換気することのほか、請負人（一人親方等）が自ら装置を使用して換気することができるよう装置の使用を許可することも含まれる。
 - ・ 「設備を使用させる等適切に洗身／適切な保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない」
 - ⇒ 設備を使用させることのほか、請負人（一人親方等）が自ら洗身や保管を行うことができるよう場所を提供することも含まれる。
- 配慮義務は、事業者が直接稼働等の措置を講じる以外の手段があることから、配慮義務としたものであり、請負人（一人親方等）のみが作業を行う場合にも、労働者と同等の保護水準が確保されることが重要である旨を通達で示すとともに、パンフレット等で分かりやすく周知することとする。

2 具体的な省令改正のイメージ

< II > 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正

- 安全確保のために省令で規定されている特定の作業方法の遵守や保護具の使用等は、作業を行うに当たって必ず実施すべき措置であるが、当該作業を請け負わせる請負人に対しては指揮命令関係がないため、これらの措置が必要なことについての周知義務を設ける。
- また、作業に従事する者に限定された措置ではなく、特定の場所について、全ての労働者に保護具の使用等を求めている規定については、当該作業場で（他の）作業に従事する者全員を周知対象とする。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>※改正不要</p> <hr/> <p>（作業方法）※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項各号に掲げる措置を講じる必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（作業計画）※石綿、高圧、除染 第●●条 事業者は、○○○の作業計画を定めたときは、<u>関係労働者に周知させなければならない。</u></p> <hr/> <p>（作業方法）※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

※ 作業計画は、作業方法や作業順序などを盛り込むこととされているが、請負人においては事業者と異なる作業方法等を選択できるため、必ずしも請負人に周知が必要ではない。また、必要な情報提供は法第30条に基づく作業間の連絡・調整で補完が可能な部分があることから、周知の義務付けの対象とはしないこととする（ただし、安全確保のために必要な情報は共有する必要がある旨通達で示す）。

※ 作業方法は、安全確保のために必要な措置（例えば、含鉛塗料のかき落とし作業の方法として、湿式によることやかき落としした塗料を速やかに取り除く必要があることなど）であり、請負人にも同等の安全水準を確保する観点から周知が必要ではないか。

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、〇〇〇の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。 <u>2 事業者は、〇〇〇の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、〇〇〇の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。</p>
<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、有機、特化 第●●条 事業者は、〇〇〇の場所については、労働者に保護具を使用させなければならない。 <u>2 事業者は、労働者以外の者であって〇〇〇の場所において作業に従事する者に対し、当該場所については、保護具の使用が必要である旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、有機、特化 第●●条 事業者は、〇〇〇の場所については、労働者に保護具を使用させなければならない。</p>
<p>（線量の測定） ※除染、電離 第●●条 事業者は、労働者が〇〇〇の作業により受ける被ばくによる線量を測定しなければならない。 <u>2 事業者は、〇〇〇の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該者請負人に対し、当該者請負人が当該作業により受ける被ばくによる線量を測定する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（線量の測定） ※除染、電離 第●●条 事業者は、労働者が〇〇〇の作業により受ける被ばくによる線量を測定しなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（器具等の汚染の除去） ※石綿、鉛、四アルキル鉛、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業に使用した器具等について、 △△△を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならない／△△△を除去するための質を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に使用した器具等について、 <u>△△△を除去した後でなければ、作業場外の持ち出してはならない</u>／△△△を除去する必要がある旨を周知させなければならない。</p>	<p>（器具等の汚染の除去） ※石綿、鉛、四アルキル鉛、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業に使用した器具等について、 △△△を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならない／△△△を除去するための質を講じなければならない。</p>
<p>（身体の汚染の除去） ※鉛、四アルキル鉛、有機、特化 第●●条 事業者は、○○○の作業に従事する労働者の身体が △△△によって著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させなければならない。</p> <p>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせる場合 <u>においては、当該請負人に対し、当該請負人の身体が△△△によって著しく汚染されたときは、すみやかに、汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（身体の汚染の除去） ※鉛、四アルキル鉛、有機、特化 第●●条 事業者は、○○○の作業に従事する労働者の身体が △△△によって著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させなければならない。</p>
<p>（診断） ※鉛、四アルキル鉛、酸欠、有機、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、△△△に該当する労働者に、すみやかに、 医師による診断を受けさせなければならない。</p> <p>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせる場合 <u>において、当該請負人に対し、△△△に該当するときは、すみやかに、医師による診断を受ける必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（診断） ※鉛、四アルキル鉛、酸欠、有機、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、△△△に該当する労働者に、すみやかに、 医師による診断を受けさせなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（就業禁止） ※鉛、四アルキル鉛、高圧 第●●条 事業者は、○○○（疾病）にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、△△△の業務に従事させてはならない。</p> <p>2 事業者は、△△△の業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、○○○（疾病）にかかっているときは、医師が必要と認める期間、当該業務に従事してはならない旨周知させなければならない。</p>	<p>（就業禁止） ※鉛、四アルキル鉛、高圧 第●●条 事業者は、○○○（疾病）にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、△△△の業務に従事させてはならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

<保護具等の使用について、事業者が請負人に対し、周知ではなく指導を行うことについて>

- 労働安全衛生法令において、「指導」や「指示」を行う主体として規定されている例は、厚生労働大臣や都道府県労働局長などが事業者等に対して行うもののほか、使用従属関係にない者に対して行うものとして以下のものが挙げられる。

(1) 元方事業者が関係請負人又は関係請負人の労働者に対して行う指導・指示

※ 一人親方等に保護具を使用する義務はないため、保護具の使用については、法第29条に基づく元方事業者の指導・指示の対象とならない。

【労働安全衛生法】

第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しているとき、是正のため必要な指示を行わなければならない。

第29条の2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあっては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 (略)

(2) 注文者が請負人に対して行う指示

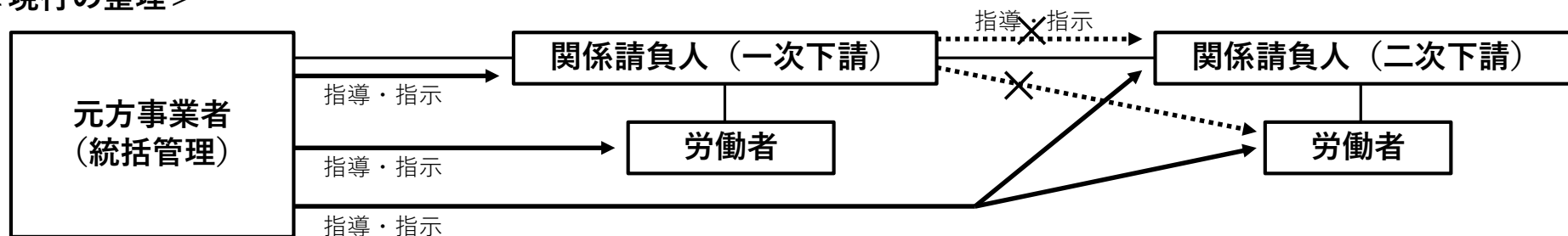
【労働安全衛生法】

第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に反することとなる指示をしてはならない。

- 上記のとおり、法令上、使用従属関係にない者による「指導」又は「指示」は、元方事業者という統括管理の役割を担う特別な地位にある者や注文者に限定されており、個々の事業者がその請負人等に対して指導や指示を行うことは想定していない。

2 具体的な省令改正のイメージ

< 現行の整理 >



- 個々の事業者によるその請負人等に対する指導や指示を位置づけるならば、元方事業者等の位置づけも含めた全体的な見直しが必要となると考えられる。
- また、個々の事業者も、個別の作業に関連して請負人や請負人の労働者に対して指導や指示をする仕組みとすると、労働者ではない者に対する指揮命令との境界があいまいになり、雇用関係か請負関係かが不明確となるおそれがある。
- 作業方法や保護具の使用等については、周知にとどめ、請負人が周知された情報をもとに自ら判断して措置を講じる形が適切と考えられる。 なお、国は、請負人が周知された情報に基づいて、確実に保護具を使用するなど、安全確保のために必要な措置を確実に実施することが重要である旨を通達で示すとともに、パンフレット等で分かりやすく周知することとする。

(参考) 国土交通省は「建設業の一人親方問題に関する検討会」において、適正な請負契約の推進や規制逃れを目的とした一人親方化防止対策等の検討を行っているところ。

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「周知」の方法は、具体的には、周知すべき内容の分量、複雑さ等を踏まえ、以下のいずれかの方法によることとする。
 - (1) 常時作業場の見やすい場所に掲示又は備えつけることによる周知
 - (2) 書面を交付すること（請負・委託の契約時に書面で示すことも含む。）による周知
 - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること（当該機器に周知すべき内容が記録され、確認できることの周知も含む。）による周知
 - (4) 口頭による周知

<参考> 周知の方法に関する規定・解釈の例

【有機溶剤中毒予防規則】

(評価の結果に基づく措置)

第28条の3 (略)

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、(中略)第1項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備えつけること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

【労働安全衛生規則】

(作業計画)

第151条の3 (略)

3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

※昭和53年2月10日付基発第78号の抜粋

第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが、内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「周知」等の措置を行う対象範囲としての「作業場」については、安衛法令上明確な定義はなく、個々の現場ごとに判断することとなるが、以下のような規定・解釈を踏まえると、特定の作業について、当該作業が行われている一定の区画で区切られた場所とすることができる。

<作業環境測定を行うべき作業場>

【労働安全衛生法施行令】

(作業環境測定を行うべき作業場)

第21条 法第65条第1項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 四 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 五 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 六 別表第二に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（中略）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（中略）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務（中略）を行う屋内作業場
- 九 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 十 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

<労働基準法における作業場の定義>（昭和23年4月5日付け基発第535号）

作業場とは、事業場内において密接な関連の下に作業の行われている現場をいい、主として建物別等により判断すべきものである。

2 具体的な省令改正のイメージ

< III > 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正

- 指揮命令関係に基づくものではなく、場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止、特定行為の禁止、退避、入退室管理等の措置は、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。この際、立入禁止及び特定行為の禁止については、事業者が当該作業場で管理・監督等を行っているとは限らないことから、表示による禁止も可能であることを明確にする。

※ 現行でも、表示により禁止とすること等は認められるもの。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（立入禁止措置）※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離</p> <p>第●●条 事業者は、○○○の場所には、当該場所において作業に従事する者以外の者が立ち入ることをについて、<u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>	<p>（立入禁止措置）※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離</p> <p>第●●条 事業者は、○○○の場所には、<u>関係者以外の者／作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>
<p>（立入禁止措置）※粉じん、鉛、有機、高圧</p> <p>第●●条 事業者は、○○○であるときは、×××の場所に作業に従事する者をが近寄らせてること／×××の場所で作業させてすること／×××の場所に立ち入らせてはることについて、<u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u></p>	<p>（立入禁止措置）※粉じん、鉛、有機、高圧</p> <p>第●●条 事業者は、○○○であるときは、×××の場所に労働者を近寄らせて／×××の場所で作業させて／×××の場所に立ち入らせてはならない。</p>
<p>（喫煙の禁止）※石綿、鉛、特化、電離、除染</p> <p>第●●条 事業者は、○○○の場所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することをについて、<u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が喫煙又は飲食禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>	<p>（喫煙の禁止）※石綿、鉛、特化、電離、除染</p> <p>第●●条 事業者は、○○○の場所で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の労働者が見やすい箇所に表示しなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（退避） ※酸欠、有機、特化、四アルキル鉛、電離、高圧 第●●条 事業者は、○○○のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>作業に従事する者</u>をその場所から退避させなければならない。</p>	<p>（退避） ※酸欠、有機、特化、四アルキル鉛、電離、高圧 第●●条 事業者は、○○○のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>労働者</u>をその場所から退避させなければならない。</p>
<p>（周囲の者へのばく露防止） ※電離 第●●条 事業者は、○○○を放射線装置室以外の場所で使用するときは、放射線を、<u>作業に従事する者が立ち入らない方向</u>に照射し、又は遮へいする措置を講じなければならない。</p>	<p>（周囲の者へのばく露防止） ※電離 第●●条 事業者は、○○○を放射線装置室以外の場所で使用するときは、放射線を、<u>労働者が立ち入らない方向</u>に照射し、又は遮へいする措置を講じなければならない。</p>
<p>（加圧の速度） ※高圧 第14条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者及び<u>高圧室内業務の一部を請け負わせた者</u>に加圧を行うときは、毎分0.08メガパスカル以下の速度で行わなければならない。</p>	<p>（加圧の速度） ※高圧 第14条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に加圧を行うときは、毎分0.08メガパスカル以下の速度で行わなければならない。</p>
<p>（減圧時の措置） ※高圧 第20条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者及び<u>高圧室内業務の一部を請け負わせた者（以下この条において「高圧室内作業者等」という。）</u>に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p>	<p>（減圧時の措置） ※高圧 第20条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p>
<p>（人員の点検） ※酸欠 第8条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行なう場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。 <u>2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、人員を点検しなければならない。</u></p>	<p>（人員の点検） ※酸欠 第8条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行なう場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。</p>

※ 周囲の被ばく防止（電離則）、加圧や減圧時の措置（高圧則）、人員の点検（酸欠則）は、いずれも事業者側で行う措置（一人親方自身ができる措置ではない）のため、表示等ではなく、直接措置義務の対象とする必要があるのでないか。なお、人員の点検については、入退室時に出入りの状況をボードに記載する等の方法も含めた点検の方法についての解釈を通達で示すこととする。

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「作業に従事する者」には、以下の者が含まれる。
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する労働者
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する請負人（一人親方を含む）
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する請負人の労働者
 - ・ 当該作業場に資材、荷物等を搬入する者（当該作業場で行う資材、荷物等の運搬、搬入、荷下ろし等の行為も「作業に従事する」に含まれる）
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する家族就業者
 - ※家族就業者については、以下の観点から対象とする
 - ①現在も「関係者以外の者」等として含まれる条項については引き続き対象
 - ②安全確保の観点から（一人親方を經由せずに）直接的に伝えることが合理的なもの（緊急時の退避や立入禁止等）
 - ③他の労働者保護の観点から、家族就業者にも禁止等が必要なもの（退去前の汚染の除去等）
- 「作業に従事する者」には、以下の者は含まれない。
 - ・ 当該作業場を業務外で訪れている見学者
 - ・ 当該作業場を単に通行するだけの者

2 具体的な省令改正のイメージ

<IV> 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正

- 有害物の有害性等を周知するための掲示については、「掲示」という行為により労働者以外にも周知効果は得られることから、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。
- 有害物の有害性等を周知するための掲示の規定は、石綿則、有機則、特化則にはあるが、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則、安衛則（ダイオキシン関係）には規定されていない。しかし、これらの物質について有害性等を周知しなくても良いとする合理的理由はないことから、これらの省令においても、以下の「改正イメージ」にあるものと同様の規定を新たに設けることとする。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（掲示） ※石綿、有機、特化 第●●条 事業者は、○○の作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ○○の作業場である旨／△△の名称 二 △△により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 三 △△の取扱い上の注意事項 四 <u>当該作業場所においては保護具を着用しなければならない旨並びに使用すべき保護具</u> 五 △△による中毒が発生したときの応急処置 	<p>（掲示） ※石綿、有機、特化 第●●条 事業者は、○○の作業場には、次の事項を、<u>作業に従事する労働者が見やすい箇所に／作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい箇所に掲示しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ○○の作業場である旨／△△の名称 二 △△の人体に及ぼす作用 三 △△の取扱い上の注意事項 四 使用すべき保護具 五 △△による中毒が発生したときの応急処置

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（表示）※有機 第●●条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。</p>	<p>（表示）※有機 第25条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、<u>作業中の労働者が容易に知ることができるよう</u>、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。</p>
<p>（表示）※特化 第●●条 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を<u>送給する者</u>が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、<u>当該者</u>が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。</p>	<p>（表示）※特化 第17条 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を<u>送給する労働者</u>が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、<u>当該労働者</u>が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。</p>
<p>（管理区域の明示）※電離 第3条 事業者は、管理区域内の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。</p>	<p>（管理区域の明示）※電離 第3条 事業者は、管理区域内の<u>労働者</u>の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による<u>労働者</u>の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。</p>
<p>（騒音を発する場所の明示等）※安衛則 第583条の2 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを<u>当該作業場において作業に従事する者</u>が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（騒音を発する場所の明示等）※安衛則 第583条の2 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを<u>労働者</u>が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとする。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 掲示の方法や「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」として掲示すべき内容については、「有機溶剤中毒予防規則第24条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和47年労働省告示第123号）」に準じることとする。（石綿、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、粉じん、ダイオキシンを含めて掲示すべき内容について、改めて整理して通達等で示すとともに、パンフレット等で分かりやすく周知することとする。）

<参考> 昭和47年労働省告示第123号より抜粋

- 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

- 四 掲示方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 掲示は、掲示板によって行うこと。
- (2) 掲示板の材質は、木質、金属その他の硬質のものであること。
- (3) 掲示板の大きさは、縦0.4m以上、横1.5m以上とすること。
- (4) 掲示板の表面は、白色とすること。
- (5) 掲示板に記載する文字は、黒色とすること。
- (6) 掲示板の第一行目に「有機溶剤等使用の注意事項」と表示すること。

- 「使用すべき保護具」は、保護具の名称を具体的に掲示する。

2 具体的な省令改正のイメージ

(参考) 化学物質によって生ずるおそれのある疾病の種類と労災認定件数

	生ずるおそれのある疾病の種類	労災認定件数 (過去5年) ※
石綿	石綿肺、肺がん、中皮腫等	約5,400
有機溶剤	有機溶剤中毒	約700
特定化学物質	がん、皮膚炎、神経障害等	
鉛	鉛中毒	
四アルキル鉛	四アルキル鉛中毒	
ダイオキシン	がん、生殖毒性	
その他の化学物質		
粉じん	じん肺（石綿肺を除く）、じん肺合併症（肺結核、結核性胸膜炎、続発性気胸、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、原発性肺がん）	約1,100

※平成28年度～令和2年度の5年間の合計

2 具体的な省令改正のイメージ

<労働者以外の者による遵守義務>

- 特定行為の禁止、退避、立入禁止等の措置について、労働者に遵守義務が設けられているものについて、労働者以外の者にも遵守義務（ただし罰則の対象にはならない）を設けることとする。
- 労働者以外の者に対して事業者が行う「周知」については、周知を受けた者において取るべき措置が一義的に決まっているものではなく、何を以て遵守したと判断するか困難であることから、労働者以外の者に対する遵守義務は設けない。

※ 例えば、保護具については労働者に使用義務があるが、労働者以外の者においては、保護具の選択、保護具を要さない作業環境の確保等、選択の幅があることが想定される。また、労働者に対する措置内容を複数の措置の中から事業者が選択することとされている規定についても、周知を受けた労働者以外の者に選択の幅がある。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（立入禁止措置） ※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離 第●●条（略） 2 <u>作業に従事する者以外の者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</u></p>	<p>（立入禁止措置） ※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離 第●●条（略） 2 <u>作業に従事する労働者以外の労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</u></p>
<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。 2 ○○○の作業に従事する労働者は、当該作業に従事する間、保護具を使用しなければならない。 3 <u>事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u> ※請負人に対する保護具の使用義務は設けない</p>	<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。 2 ○○○の作業に従事する労働者は、当該作業に従事する間、保護具を使用しなければならない。</p>

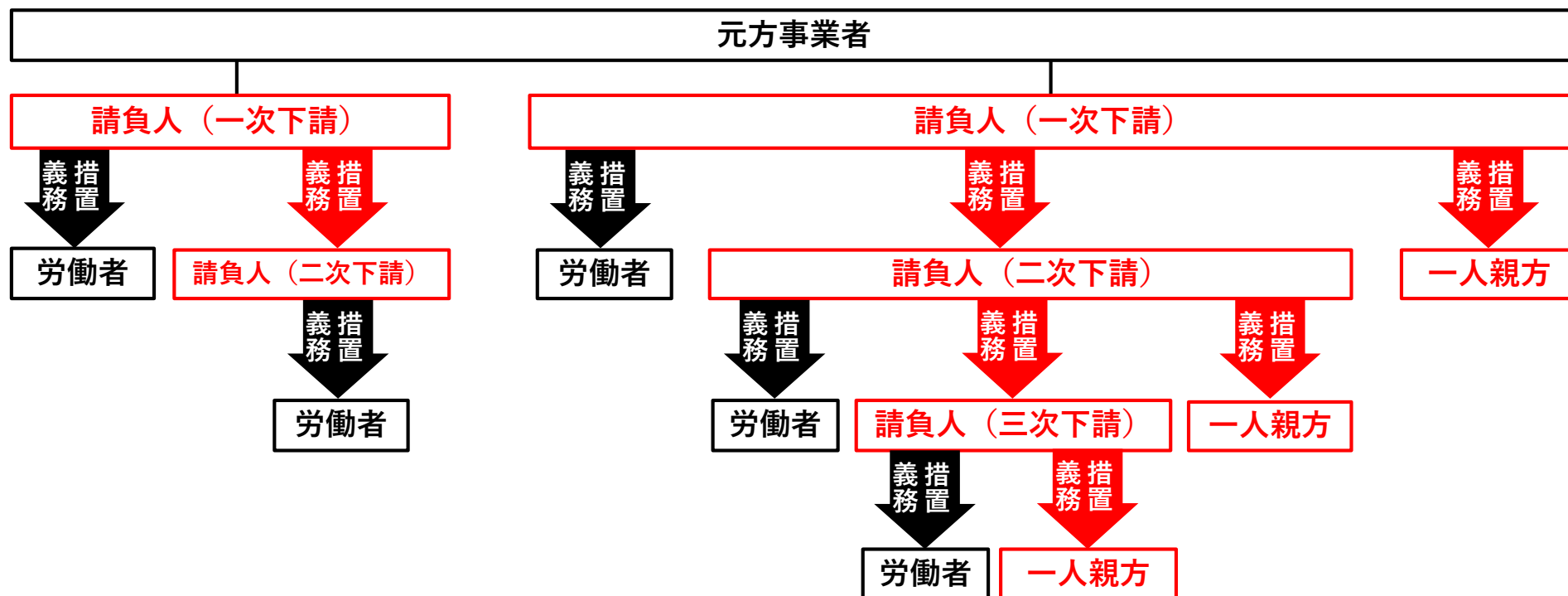
2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（休憩室に入る際の措置）※石綿、鉛、特化 第●●条 ○○○の業務に従事した者は、休憩室に入る前に、 △△△を除去しなければならない。</p>	<p>（休憩室に入る際の措置）※石綿、鉛、特化 第●●条 労働者は、○○○の業務に従事したときは、休憩室に 入る前に、△△△を除去しなければならない。</p>
<p>（喫煙の禁止）※石綿、鉛、特化、電離、除染 第●●条 （略） 2 前項の作業に従事する者は、同項の場所で喫煙し、又は飲食 してはならない。</p>	<p>（喫煙の禁止）※石綿、鉛、特化、電離、除染 第●●条 （略） 2 労働者は、前項の場所で喫煙し、又は飲食してはならない。</p>

(参考) 重層下請における措置義務者と対象者の整理

- 措置義務者とその対象者は、それぞれ請負関係で結ばれた者の範囲を想定していることから、1対1関係となり、措置義務関係が輻輳することは想定されない。
- 場所の使用・管理権原に基づく措置（立入禁止など）については、その作業場にいる全ての者を対象に、表示などで当該場所が立入禁止である旨を示すといった措置になる。



- ※ 赤い部分が今回議論いただいているもの（黒い部分は現行の措置）。
- ※ 掲示を含めた図とすると分かりにくくなるおそれがあり、掲示、退避等以外の措置を想定したもの。
- ※ 請負人（二次下請、三次下請）や搬入業者は、自ら作業に従事する場合、自らは作業に従事しない場合のいずれも想定される。（これらの者が自らは作業に従事しない場合、これらの者を通じて、その労働者や一人親方等に周知等の措置が行われることとなるため、これらの者が周知等の相手となる。請負人（一次下請）は、これらの者を通じずに、直接二次・三次下請の労働者等に対して措置することとはならない。）

【労働安全衛生法における規定例】

○ 労働安全衛生法

(事業者に関する規定の適用)

第五条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

(統括安全衛生責任者)

第十五条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

【民法の規定等】

（請負）

第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（委任）

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

● 委託

法律行為又は事実行為（事務）をすることを他人又は他の機関に依頼することをいう。この用語は、私法関係についても、公法関係についても用いられる。

- 1) まず、私法関係についていえば、委託した者（委託者）と委託を受けた者（受託者）との間の信頼関係に立つ依頼を表す広い観念であり、委託者との間の法律関係は、通常、委任、準委任、問屋、運送、信託等いろいろの法律関係が根底をなしている。受託者は、通常相当の範囲で自己の裁量で事務を処理する権限を有する。また、委託者との間には代理関係がある場合とない場合とがある。
- 2) 公法関係においては、（以下、略）

（出典 「法令用語辞典（第7次改訂版）」学用書房）